



日々の健康づくりに お役立てください!

平成30年2月14日に開催されました第146回組合会において、
名古屋木材健康保険組合の保健事業計画が承認されました。
ご家族のみなさんでご参加いただき、日々の健康づくりにお役立てください。

▼体育奨励事業

① 第68回全名古屋木材産業野球大会

開会式：平成30年4月15日(日)
場所：5ページ参照 期間：4月～5月(予定)

② 潮干狩り(補助)

期間：平成30年4月15日(日)～6月30日(土)
場所：美浜町 矢梨潮干狩場
人員：1,800名(先着)
大人1,500名、小人300名

③ ナガシマリゾート(年1回限り補助)

- ナガシマスパーランド入場券およびパスポート
- ジャンボ海水プール入場券およびパスポート
- ゆあみの島入場券等

期間：平成30年3月1日(木)～31年2月28日(木)

④ 東山動植物園健康ラリー

開催時期：11月(予定)

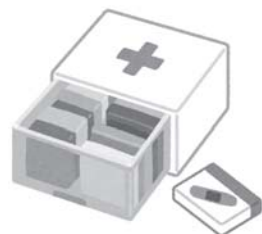
▼保健指導宣伝事業

① 広報

- 機関紙「もっけん」の発行(春・夏・秋・冬号)
- 医療費のお知らせ(年2回)
- ジェネリック医薬品のご案内(年2回)
- 「もっけんだより」毎月納入告知書に同封(翌月の行事等のお知らせ)
- ダイアリー・カレンダー配付(12月)

② 健康保持・増進キャンペーン、健康者表彰

- 平成30年1月～12月までの期間、医療費0の被保険者および世帯を褒賞
- 家庭常備薬の斡旋



▼疾病予防事業

健診 事業主との共同事業として実施

① 定期健康診査

期間：平成30年6月～9月(予定)
場所：【集合健診】名古屋木材会館(中区)…6月(予定)
名古屋港木材会館(飛鳥)…7月(予定)
東海木材相互市場(大口町)…7月(予定)
【巡回健診】6月～9月(予定)

② 胃XP検診(35歳以上の被保険者)

定期健康診査と同時に行う

③ 大腸がん検診(35歳以上の被保険者)

定期健康診査と同時に行う

④ 腫瘍マーカー検査(35歳以上の被保険者)

定期健康診査と同時に行う

⑤ 前立腺検査(50歳以上の男性被保険者)

定期健康診査と同時に行う

⑥ 乳腺エコー検査(女性被保険者)

定期健康診査と同時に行う

⑦ 特定健診(40歳以上の加入者)

- 被保険者は定期健康診査と同時に行う
- 県内の被扶養者(女性のみ)は共同巡回健診にて受診
- 上記以外の被扶養者には受診券を配付

健保負担

保健師による特定保健指導および健康相談

健診の結果「動機づけ支援」「積極的支援」に該当した方に、保健師による生活指導や健康相談を実施

人間ドック補助(償還払い)

40歳未満 被保険者8,000円を上限
40歳以上 被保険者15,000円
被扶養配偶者8,000円を上限

期間：随時

インフルエンザ予防接種補助

被保険者 1,000円 扶養家族 500円
期間：10月～1月 場所：会場接種もしくは巡回接種
※上記以外は申請により償還払い

2月14日、第146回組合会が開催され、平成30年度事業計画・収入支出予算が承認されました。
平成30年度は、高齢者医療のための国への納付金こそ前年に比べ約1億2,000万円ほど減る見込みですが、みなさんの医療費等に使用される保険給付費が約1億2,000万円の増加見込み等により、経常収支は約2,633万円の赤字となる見通しで、依然厳しい予算編成となりました。
このようななかではありますが、当健保組合は平成30年度より始まる「第一期データヘルズ計画」に於いて、事業主と協働していっそう効果的・効率的な事業を実施し、みなさんの健康づくりを推進していきます。
みなさんにおかれましては、引き続き健保組合の保健事業を活用し、健康に留意して医療費の節減にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年度
予算の
お知らせ

引き続き
厳しい
医療費
節減に
ご協力
を
予算編成

健康保険 予算のあらまし

科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
健康保険料	2,764,322	事務所費	78,148
国庫負担金収入	1,123	組合会費	1,170
調整保険料	35,520	保険給付費	1,651,222
繰越金・その他	1	納付金	1,010,738
繰入金	77,341	支 保健事業費	48,037
国庫補助金収入	8	還付金	610
特定健康診査等収入	2	出 財政調整事業拠出金	35,520
財政調整事業交付金	20,001	連合会費	2,659
雑収入	3,497	積立金・その他	1,869
合計	2,901,815	雑支出	1,842
		予備費	70,000
		合計	2,901,815

予算編成の基礎となった数値

被保険者数	5,620人
男	4,520人
女	1,100人
平均標準報酬月額	350,000円
男	376,000円
女	230,000円
総標準賞与額(年間)	5,040,000千円
平均年齢	43.99歳
男	44.36歳
女	42.50歳
前期高齢者加入率	3.709%
保険料率(調整保険料含む)	98/1000
事業主	50.6/1000
被保険者	47.4/1000

介護保険 予算のあらまし

科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険料	3,00,096	介護納付金	306,759
繰入金	11,776	支 還付金	116
国庫補助金受入	1	積立金	2
雑収入	6	出 雑支出	2
合計	311,879	予備費	5,000
		合計	311,879

予算編成の基礎となった数値

介護保険第2号被保険者たる被保険者数	3,200人
平均標準報酬月額	380,000円
総標準賞与額(年間)	2,080,000千円
介護保険料率	18/1000
事業主	9/1000
被保険者	9/1000

公告 名古屋木材健康保険組合 理事長 鈴木 和雄

任意継続被保険者に係る標準報酬について

当健康保険組合の前年9月30日の平均標準報酬額は、次のとおりです。
① 平均標準報酬月額…360,737円
② 標準報酬…360,000円
③ 適用年月日…平成30年4月1日

この額は平成29年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を基準として健康保険法第47条第2項のただし書きに規定する任意継続被保険者の報酬月額とみなすものです。

事業所の全喪・名称変更・新規適用がありましたので健康保険法施行令の規定により公告します

▼全喪事業所

事業所名	所在地	全喪年月日
(株)ビシュウ	春日井市小野町1-128 (尾州木材工業㈱に合併)	平成30年1月1日

▼新規適用事業所

事業所名	所在地	適用年月日
材惣木材(株)	名古屋市中区錦1-1-2	平成29年10月1日

▼社名変更

事業所名	所在地	変更年月日
材惣DMBホールディングス(株)	名古屋市中区錦1-1-2 (材惣木材㈱より変更)	平成29年10月1日
(株)ビシュウ	春日井市小野町1-128 (尾州木材工業㈱より変更)	平成30年1月1日

名古屋木材健保組合のホームページをご活用ください!

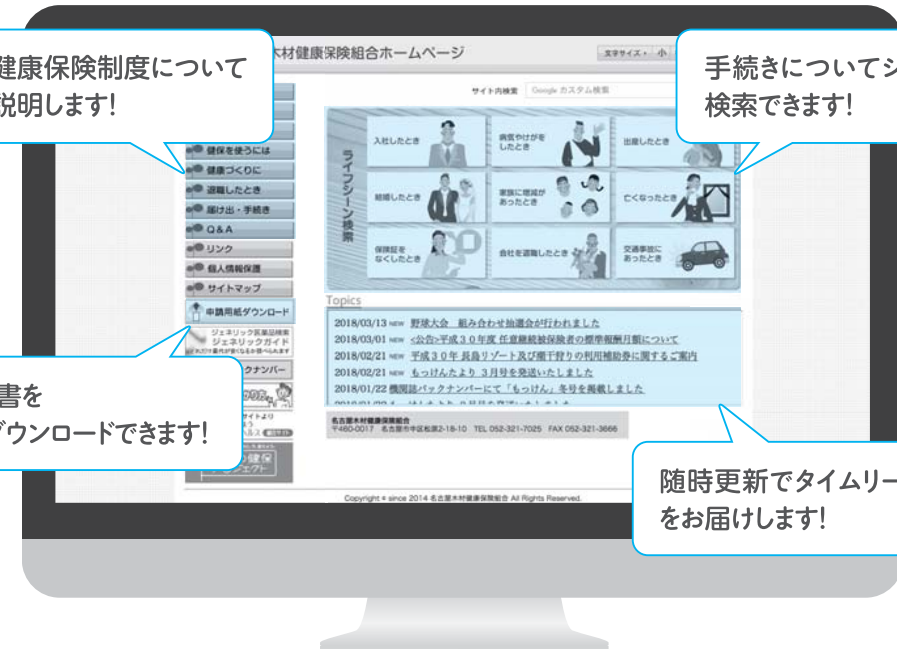
当健保組合では、健康保険や健康づくりに関する情報を随時お届けし、さまざまな申請もより便利に行っていただけるよう、ホームページを開設しています。ぜひご活用ください!

健保組合や健康保険制度についてわかりやすく説明します!

手続きについてシーンごとに検索できます!

各種申請書をいつでもダウンロードできます!

随時更新でタイムリーな情報をお届けします!



<http://www.mokuzai-kenpo.or.jp/>

名古屋木材健康保険組合

熱戦開幕!

第68回

全名古屋木材産業野球大会

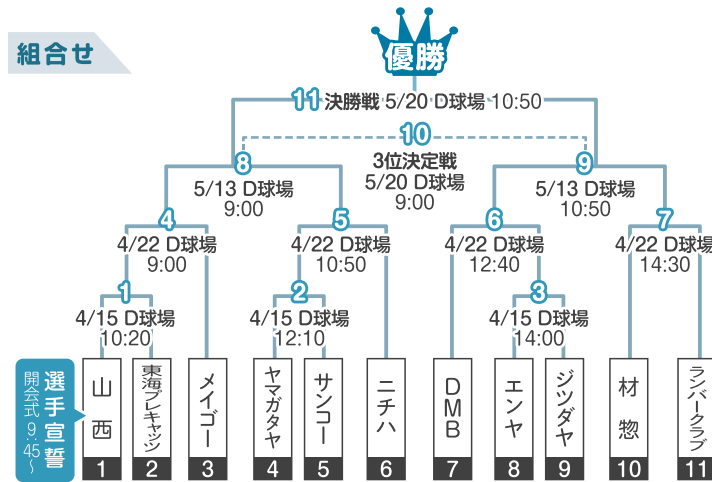
3月12日(月)午後2時30分から、第68回全名古屋木材産業野球大会(名古屋木材健康保険組合・名古屋木材組合・名古屋港木材産業協同組合共催、木材工業新聞社後援)の主将会議が、名古屋木材会館会議室で開催されました。同時に、参加11チームの代表による組合せ抽選会が

行われ、日程と組合せが決まりました。主将会議に先立って開催された大会役員会では、組合せの抽選方法などが協議され、1回戦3試合を大会第1日目に、2回戦4試合を第2日目に行うことが決定しました。試合日程と組合せは下記のとおりです。

日程	球場	項目	時間
4月15日(日)	木場南D球場	開会式	午前9時45分
4月15日(日)		第1回戦 試合	午前10時20分
4月22日(日)		第2回戦 試合	午前9時00分
5月13日(日)		準決勝2試合	午前9時00分
5月20日(日)		3位決定戦	午前9時00分
		決勝戦	午前10時50分
表彰式			午後12時30分

予備日 5月27日(日)(予定)木場南D球場
6月3日(日)(予定)未定

組合せ



はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧 にかかったら 全額立て替え払いをお願いします

平成30年 4月から

平成30年4月1日から、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術費支払い方法が、以下のように変わりましたので、ご協力をお願いします。



平成30年 3月31日まで じゅりょうい にん 受領委任払い方式

患者は窓口で自己負担分のみ(施術費の1~3割)支払い 鍼灸師などが患者に代わり(委任を受けて)木材健保へ保険請求 (施術費の9~7割を木材健保から鍼灸師などに支払い)

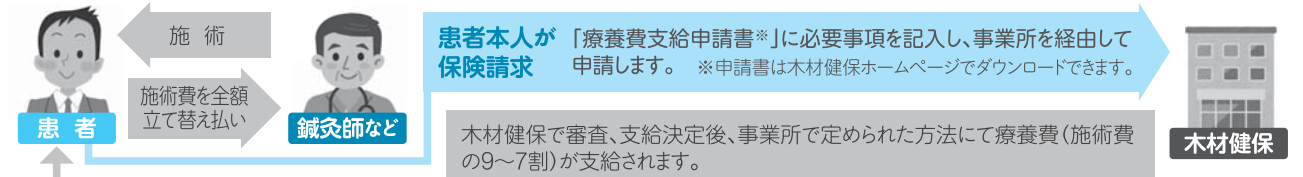
廃止



平成30年 4月1日から しょうかん 償還払い方式

新たに

患者は窓口で全額(施術費の10割)を立て替え払いし、後日、木材健保へ保険請求



変更の理由

健康保険法における「療養費」の取り扱い方法の原則に基づくものです。ご理解、ご協力をお願いします。

- (1) 療養費の支給方法は「償還払い」が原則(健康保険法第87条)。
- (2) 上記原則であるにもかかわらず、木材健保では「受領委任払い」方式で取り扱ってきました。
- (3) 木材健保では、取り扱い方法の原則に立ち返り「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧」について「償還払い」方式に戻します。

覚えておきましょう!

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧で健康保険を使うには、条件があります

はり・きゅうの場合

下記の傷病であることおよび医師による治療手段がない場合に限り。また、医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

あんま・マッサージ・指圧の場合

下記の傷病であることおよび医療上、施術を必要とする症例に限り。また、医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

〈健康保険が使える傷病〉
神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症
※神経痛・リウマチ等と同様の慢性的な痛みを主症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

〈健康保険が使える傷病〉
筋麻痺・関節拘縮
※可動域の拡大等、症状の改善を目的としていることが必要です。

⚠️ ご注意ください はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術は、医師が同意した場合に限り健康保険の適用となるため、単に本人が希望して受ける場合は、健康保険の対象とはなりません。また、はり・きゅうと医師の治療の両方で、同時に健康保険を使うことはできません。

こんなときは健康保険が使いません

日常の疲労回復や慰安を目的とするとき



最近疲れているわ。そういえば健康保険を使えば、安く「はりやマッサージ」を受けられるはず。鍼灸院の看板に健康保険が使えるって書いてあるし。

(はり・きゅうの場合) 病院で同時に治療を受けているとき



病院で薬やシップをもらっているけど、「はり・きゅう」もやったら早く治るかな?

適正な保険給付のため、受けた施術の内容等について電話や文書による確認をさせていただくことがあります。ご協力をお願いします。